

深谷市アピランスケア助成事業に関する Q&A



Q1 ウィッグとは、どのようなものが対象となりますか？

A1 ウィッグ本体とウィッグを着用するためのネットが対象となります。
毛髪付き帽子や、シャンプー、リンス、ブラシなどのケア用品は対象になりません。

Q2 胸部補整具とは、どのようなものが対象となりますか？

A2 胸部補整のための補整下着(ブラジャー)、補整パッド、人工乳房が対象となります。

Q3 補整具の助成は何回受けることができますか？

A3 対象者 1 人につき、ウィッグ 1 回、胸部補整具 1 回になります。
ウィッグと胸部補整具を同時に申請することも可能です。

Q4 助成対象経費となるウィッグと胸部補整具は、1 人 1 式に限られますか？

A4 ウィッグと胸部補整具について、それぞれ 1 回ずつ、1 式限りになります。
ウィッグは本体と装着するためのネットで 1 式、胸部補整具は補整下着とパッドで 1 式と、1 回の装着時に必要なものを 1 式とし助成します。(下着は洗替のため 1 回の購入で複数枚購入した場合も含まれます)

Q5 助成金額はいくらですか？

A5 ウィッグと胸部補整具、それぞれ 5 万円を上限とし助成します。ただし、購入金額が 5 万円以下の場合、購入金額(千円未満の端数があるときは、端数を切捨てた額)になります。

Q6 対象者の性別、年齢に制限はありますか？

A6 対象となるかたの性別、年齢の制限はありません。
18 歳以下(補整具を購入した日において満18歳に達した日の属する年度の末日までにあるかた)のかたは、がん治療に起因するもの以外の脱毛症状もウィッグの助成対象になります。

Q7 インターネットで購入した場合、対象になりますか？

A7 対象になります。ただし、購入日、品名、金額等内訳のある領収書の原本が必要になります。

Q8 がん治療に伴う脱毛症状または外科的治療等による乳房の変形を証明する書類とは、どのようなものですか？

A8 ウィッグ :氏名、病名や脱毛の副作用がある抗がん剤の使用が確認できる書類(診断書、治療方針計画書、診療明細書など)
18 歳以下のかたでがんの治療以外による脱毛症の場合:治療を受けていることがわかる書類(診断書、治療方針計画書、診療明細書など)
胸部補整具:氏名、病名や乳房の切除等を伴う外科的治療等の記載がある書類(診断書、治療方針計画書、診療明細書など)

Q9 子どもの場合の申請はどのようにしたらよいですか？

A9 18 歳以下(補整具を購入した日において満18歳に達した日の属する年度の末日までにあるかた)の場合は、保護者が申請者となり、助成金振り込み先についても、保護者の口座を指定してください。

Q10 大人の場合で、対象者本人が申請手続きをできない場合はどうしたらよいですか？

A10 申請に必要な書類がそろっていれば、対象者本人以外のかたでも申請手続きを行っていただくことは可能です。
その場合、申請書に記載する「申請者名」は、手続きをされるかた(窓口申請書類を提出するかた)ではなく、「対象者」のお名前をご記載ください。

Q11 令和5年 12 月に購入したウィッグは助成対象になりますか？

A11 助成の対象になりません。令和 6 年 4 月 1 日以降に購入された補整具の購入経費から助成の対象になります。
なお、申請期限は、購入日の翌日から 1 年以内になります。
例:令和 6 年 5 月 1 日に購入したウィッグの申請期限…令和 7 年 5 月 1 日